

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月14日

基礎情報

都道府県・市名	秋田県・北秋田市（きたあきたし）
合併期日	平成17年3月22日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	秋田県北秋田市花園町19番1号（旧鷹巣町）
人口（合併直近の国調）	42,050人
面積	1,152.57km ²
議員定数	26人（平成18年3月31日までは71人）
関係市町村名	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	鷹巣町	21,458	325.97	22	29.02
	合川町	7,988	112.80	17	31.92
	森吉町	7,689	341.88	18	33.76
	阿仁町	4,236	371.92	14	40.50
合計	-	41,371	1152.57	71	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	鷹巣町	8,300,439	1,670,480	3,179,808		0.357
	合川町	5,185,773	464,871	2,361,338	過疎地域	0.186
	森吉町	4,729,747	630,999	2,494,706	過疎地域	0.198
	阿仁町	3,598,578	207,159	1,939,879	過疎地域	0.127
合計	-	21,814,537	2,973,509	9,975,731	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年2月9日	解散年月日：平成17年3月21日
内容	任意合併協議会（平成15年9月30日～平成16年1月23日）から法定協議会に4町議会の議決後移行し、委員29名で協議し合意の上、平成16年10月19日合併協定調印式を行い、県に配置分合の申請をする。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	第1章：序章 第2章：新市の概況 第3章：主要指標の見通し 第4章：新市における主要課題 第5章：新市まちづくりの基本方針 第6章：新市の施策 第7章：新市における秋田県事業 第8章：公共的施設の適正配置と統合整備 第9章：財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	本庁及び支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 約 1 年 0 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長266,300円、副議長240,250円、議員228,825円（旧町の額を引継ぐ、左は平均報酬額）	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額（億円）	185億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 合併の方式：新設合併とする。 合併の期日：平成17年3月22日とする。 新市の名称：北秋田市とする。 新市の事務所：当分の間、鷹巣町花園町19番1号とする。 財産の取扱い：4町の所有する財産（権利・債務を含む）は、全て新市に引き継ぐものとする。 議会の議員の定数及び任期の取扱い： <p>新市の議会議員の定数は26人とする。</p> <p>議会議員の任期については、市町村の合併に関する法律第7条第1項第1号を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。</p> 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い： <p>新市に一つの農業委員会を置く。</p> <p>4町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>新市の選挙による委員の定数は30人とする。</p> 事務組織及び機構の取扱い： <p>新市における4町の庁舎は、本所・総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。</p> <p>事務組織及び機構は、効率的で住民にわかりやすく利用しやすいものとする。</p> <p>新市以降においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。</p> 町名・字名の取扱い：鷹巣町、合川町及び森吉町の町名、字名は現行のまま新市へ引き継ぐ。阿仁町については、現行の大字の前に「阿仁」の名称を付する。 新市まちづくり計画（別添のとおり）
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	市章については、新市において決定する。（募集期間：平成17年2月14日～平成17年3月16日まで） 新市長誕生後、早い時期に決定する予定。